

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8月10日
【会社名】	株式会社日本創発グループ
【英訳名】	JAPAN Creative Platform Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆一
【本店の所在の場所】	東京都荒川区東日暮里六丁目41番 8号
【電話番号】	03(3807)8411
【事務連絡者氏名】	管理本部長 菊地 克二
【最寄りの連絡場所】	東京都荒川区東日暮里六丁目41番 8号
【電話番号】	03(3807)8411
【事務連絡者氏名】	管理本部長 菊地 克二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ソニックジャム（以下、「ソニックジャム」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 本株式交換の相手会社についての事項

#### (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ソニックジャム
本店の所在地	東京都港区南青山二丁目20番4号
代表者の氏名	代表取締役 村田 健
資本金の額	20百万円
純資産の額	146百万円（平成27年8月31日現在）
総資産の額	353百万円（平成27年8月31日現在）
事業の内容	WEB・インタラクティブコンテンツ企画制作

#### (2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 （単体）

事業年度	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期
売上高 （百万円）	1,023	1,032	859
営業利益 （百万円）	56	64	26
経常利益 （百万円）	55	63	25
当期純利益 （百万円）	37	30	18

#### (3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成28年8月10日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社日本創発グループ	65.00
村田 健	35.00

#### (4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、ソニックジャムの総議決権の65.00%を保有しております。
人的関係	なし
取引関係	当社は、ソニックジャムに対して資金の貸付取引があります。

## 2. 本株式交換の目的

当社企業グループは、お客様が創造性（クリエイティブ）を表現するために必要である多様なソリューションを提供するため、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、幅広いビジネスを積極的に展開、推進しております。

印刷技術の進化や、ネットワーク環境の利便性向上などにより、クリエイティブの表現方法、表現技術、伝達手段は多種、多様化しております。非伝統的な印刷製造技術のみならず、2D-CAD・3D-CAD・3D-CGを軸とする技術、プロダクトを含む多様なデザイン力・IT構築力をトータルで保持することが当社企業グループにおける企業間競争において重要となってきております。

汎用的な一般情報用紙への印刷にとどまらない、特殊素材・立体物への印刷技術と提案活動に加え、多岐にわたる「カタチあるモノ」、例えばノベルティ・フィギュア・3Dプリンター造形などへのクリエイティブ提案を含めたソリューションの提供ニーズは今後拡大が見込めるものと思われれます。

また、単純な紙媒体の総体的需要は今後縮小が確実視されております。それを代替するデジタルコンテンツに対するクリエイティブサービスへのニーズは、マーケティング分野を中心に、拡大することと思われれます。

当社企業グループは、グループ各社が専門とする技術及びノウハウと、最新設備を備えたグループインフラにより、クリエイティブニーズを確かなカタチとしてご提供しております。また、ワンストップで様々なプロフェッショナルサービスを提供できるようグループ間の支援体制を整え、ソリューション営業の強化を図っております。

ソニックジャムはWEBコンテンツを中心に、アプリ、デジタルサイネージ、AI、VR、AR、デバイス開発など体験型インタラクティブコンテンツの制作を主な業務としております。その技術力の高さ、斬新なデザイン性などから、各種広告賞を受賞するなど国内外で高い評価を得ております。

当社企業グループのサービスにソニックジャムの高付加価値なサービスが加わることで、両社それぞれが、顧客のクリエイティブニーズをトータルに提案できる機会が増加し、お客様に対して付加価値の高いサービス提供へと繋がることで売上増加が期待され、ソニックジャム及び当社企業グループ相互の企業価値の向上が図れるものとして、平成28年7月14日付の「株式会社ソニックジャムの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ソニックジャムを子会社化しておりますが、今般、シナジー効果の最大化を目的として、ソニックジャムを完全子会社することといたしました。

## 3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

### (1) 本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、ソニックジャムを株式交換完全子会社とする株式交換です。

なお、当社は、会社法第796条第2項の定めに基づく簡易株式交換の手続により、会社法第795条第1項に定める当社の株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行います。

### (2) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	ソニックジャム (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	800

#### (注) 1. 株式の割当比率

ソニックジャムの普通株式1株に対して、当社の普通株式800株を割当交付します。

#### 2. 株式交換により交付する株式数等

普通株式 112,000株（予定）

なお、割当て交付する当社普通株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

### (3) 本株式交換契約の内容

当社がソニックジャムとの間で平成28年8月10日付で締結した株式交換契約は、次のとおりであります。

#### 株式交換契約書

株式会社日本創発グループ（以下「甲」という。）および株式会社ソニックジャム（以下「乙」という。）は、平成28年8月10日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、甲および乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

#### 第2条（株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社日本創発グループ

住所：東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ソニックジャム

住所：東京都港区南青山二丁目20番4号

#### 第3条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済普通株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（但し、甲を除く。）の所有する乙の普通株式の合計数に800を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式800株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条の規定に従い処理する。

#### 第4条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

#### 第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- （1）増加する資本金の額 0 円
- （2）増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）増加する利益準備金の額 0 円

#### 第6条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年9月10日とする。但し、本件株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める数以上の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲および乙は協議し合意の上、その対応を決定するものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において本契約の承認を求めるものとする。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲および乙が協議し合意の上、これを行う。

#### 第9条（本件株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態若しくは経営成績または権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（剰余金の配当）

- 1．甲は、平成28年6月30日現在の甲の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり金6円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2．甲は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第11条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項但書に定める場合における会社法第795条第1項による株主総会および乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合または法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月10日

甲 東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号  
株式会社日本創発グループ  
代表取締役社長 鈴木 隆一

乙 東京都港区南青山二丁目20番4号  
株式会社ソニックジャム  
代表取締役社長 村田 健

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換における株式交換比率の算定については、その公平性及び妥当性を確保するため、当社及びソニックジャムから独立した第三者算定機関である株式会社プロジェクト（以下、「プロジェクト」といいます。）に算定を依頼しました。プロジェクトは、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し、市場株価平均法により、ソニックジャムの株式価値については、ソニックジャムが非上場会社であることを勘案し、DCF法により算定を行っております。なお、算定の基礎とした用いたソニックジャムの将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

上記算定に基づく、当社1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交換比率
740.31 ~ 915.73

当社は、上記算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して、ソニックジャムと協議の上、前記3.(2)のとおり株式交換比率を決定し、それぞれの取締役会において決議いたしました。

(2) 算定機関との関係

プロジェクトは、当社及びソニックジャムの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社日本創発グループ
本店の所在地	東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 隆一
資本金の額	400百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	広告及びデザインに関する各種データの情報処理、出版物に関する企画・制作等を行う子会社等の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務

以上